



国自技第274号の3
平成18年3月29日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部
技術企画課長



道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示並びに道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示について（通知）

標記法令が平成18年3月27日付けで官報に掲載されたので通知いたします。

参考1：官報の写し

参考2：新旧対照表

〔府令・省令〕

○自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

〔省 令〕

○日本郵政公社法施行規則の一部を改正する省令(総務三六)
○労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令(厚生労働五一)
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五三)
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令(同五四)

○水先法施行規則の一部を改正する省令(国土交通一四)
○エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条の二第二項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令の一部を改正する省令(同一五)
○自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令(国土交通・環境一)

〔規 則〕

○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則(国家公安委九)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十四年分)を公表する件の一部を訂正する件(総務一六九)
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十五年分)を公表する件の一部を訂正する件(同一七〇)
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十六年分)を公表する件の一部を訂正する件(同一七一)

八

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働一五二)
○身体障害者福祉法の規定に基づき補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の一部を改正する件(同一五三)

三

○児童福祉法の規定に基づき補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の一部を改正する件(同一五四)
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件(同一五五)
○工業標準化法に基づく表示認定等に関する省令に基づく指定商品の公表並びにこれらに係る日本工業規格に該当する旨の表示認定申請書及び表示の様式等を指定の一部を改正する件(経済産業四二)

元

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十三条第一項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準を定める件(経済産業・国土交通三)

元

○日本住宅性能表示基準の一部を改正する件(同三七九)
○評価方法基準の一部を改正する件(同三八〇)

元

元

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(同三八一)

三

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(同三八二)

三

○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示(同三八三)

三

○天草飛行場について告示した事項に変更があった件(同三八四)
○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件(同三八五)

三

○天草飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件(同三八六)
○成田国際空港株式会社法施行令第六条の規定による地方公共団体及び交付金の額の指定に関する告示の一部を改正する件(同三八七)

三

○道路に関する件(東北地方整備局六九〇七二二)
○都市計画に関する件(関東地方整備局一五〇、一五一)

三

○道路に関する件(同一五二、一五五)
○道路に関する件(北陸地方整備局五一、五二)

三

○道路に関する件

三

○道路に関する件
 (中部地方整備局五三、五五)
 ○自動車専用道路を指定する件
 (同五四)
 ○道路に関する件
 (近畿地方整備局五五、五六)
 ○道路に関する件
 (四国地方整備局一一、一三)
 ○都市計画に関する件
 (九州地方整備局七五、七八)
 ○道路に関する件 (同七九)

地方公共団体
 公債償還 (千葉県・東京都)、行旅
 死亡人、無縁墳墓等改葬関係
 会社その他
 会社決算公告

〔官庁報告〕

官庁事項

防衛庁・防衛施設庁国民保護計画の変更について (防衛庁・防衛施設庁)

産 業

日本工業規格 (経済産業省)
 標準仕様書 (T S) の公表について
 (同)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係
 特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、弁理士
 登録・特定侵害訴訟代理業務の付
 記、日本弁護士連合会裁判所の処置
 請求に対する取扱規程制定・開示証
 抛の複製等の交付等に関する規程制
 定・法律事務所等の名称等に関する
 規程制定・外国法事務所弁護士事務所
 の名称に関する規程制定・事務所名
 称等の使用文字等に関する規則制
 定、企業年金基金設立関係

一六

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

三二

三三

三〇一

三〇二

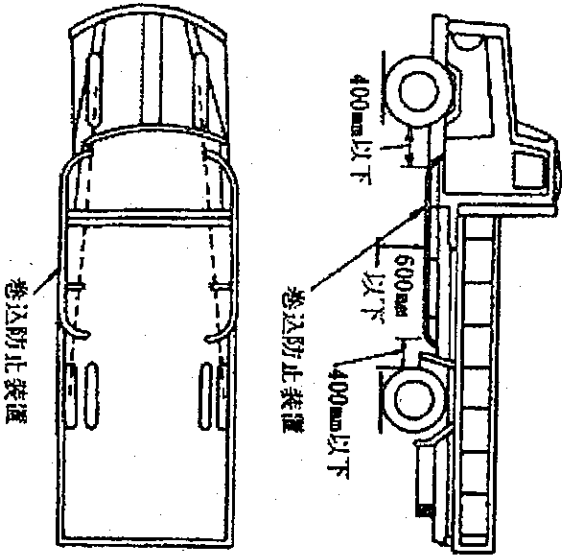
三〇三

三〇四

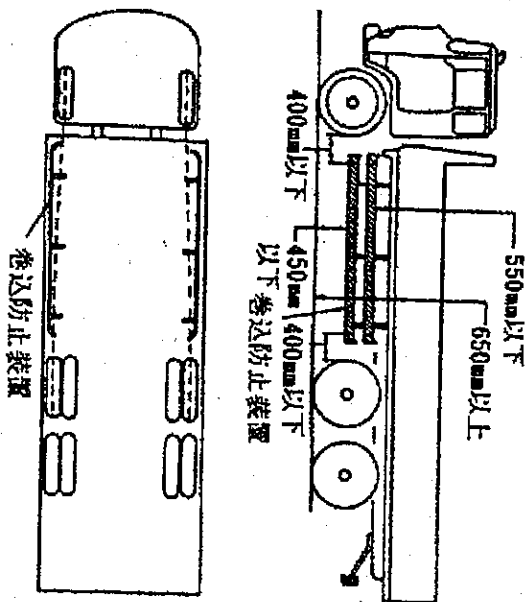
○国土交通省告示第三百八十一号
 道路運送車両の保安基準 (昭和二十六年運輸省令第六十七号) の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成十四年国土交通省告示第六百十九号) の一部を次のように改正する。
 平成十八年三月二十七日
 国土交通大臣 北側 一様

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
 第八条第一項第一号に次のただし書を加える。
 ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。
 第二十三条第四項第三号中の「図を次のように定める。」

(例 1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



(例 2) (車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



第二十七条第三号を次のように定める。

- 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの (被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、別添106「クランプバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

第八十一条第一項第四号中「0.9から1.0までの数値を乗することができる。」とあり「ただし、真空ポンプ及び通流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあっては、

0.75から1.0までの数値を乗することができる。」と加える。

第八十六条第一項第一号に次のただし書を加える。

ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。

第四十一条第四項第三号中の図を次のように定める。

て、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにおいては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える制動灯が左右2個ずつであり、下側に備える制動灯にあっては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上部に備える制動灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

線四十三号 特殊自動車「10±5°」及び「15°以内」に該当する。

ただし、第2号のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

線四十三号 特殊自動車「10±5°」及び「15°以内」に該当する。

十六 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びその有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。）の後面に備える方向指示器であって、次のイ及びロの条件を満足する場合には、第5号及び第11号（被牽引自動車の後面の両側の上部に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにおいては、第1項第3号の基準中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 後面の両側に備える方向指示器が左右2個ずつであり、下側に備える方向指示器にあっては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては地上2.3m以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ロ 後面の両側の上部に備える方向指示器にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

線四十三号 特殊自動車「準じる」に該当する。

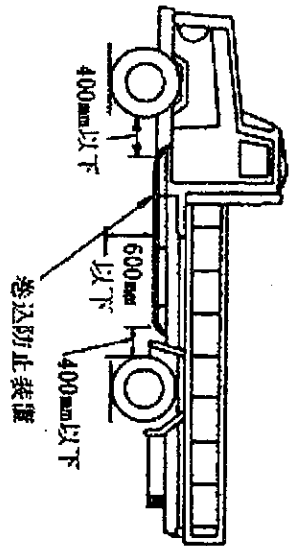
線四十三号 特殊自動車「準じる」に該当する。

3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送業務用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、前2項の規定によるほか、別添106「ワゴンタイプの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

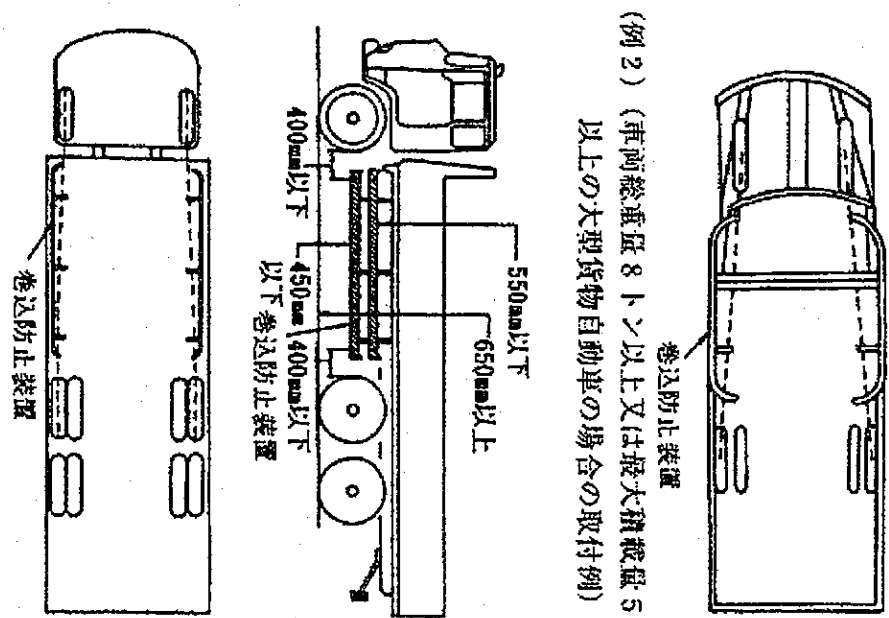
線四十三号 特殊自動車「0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。」に該当する。ただし、真空ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の被搬物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあっては、0.75から1.0までの数値を乗ずることができる。」に該当する。

線四十三号 特殊自動車「準じる」に該当する。ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。線四十三号 特殊自動車「準じる」に該当する。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



ただし、4.12.3の規定により自動車の後面に追加で備える尾灯にあっては、前段の規定にかかわらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。この場合において、自動車の後面に備えなければならない尾灯の照明部の上縁の高さは地上1,500mm以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上2,100mm以下）であり、かつ、追加で備える尾灯の照明部の下縁の高さとの垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4.12.3の規定により自動車の後面に追加で備える尾灯にあっては、かつ、上縁の高さが地上1,100mm以上となるように取り付けられたものについては、上方5°までであつてもよい」

「当該後部反射器以外」

「前方からの距離」

「長さ6m以下」

「長さ3分の1以内」となる位置

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ3分の1以内」となる位置」

「長さ3分の1以内」となる位置」

「長さ3分の1以上、その照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方灯を取り付けなければならない」

「長さ6mを超える自動車の側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前縁までの距離が3m以内となるように、かつ、最後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が1m以内となるように取り付けなければならない」

「長さ6mを超える自動車の側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前縁までの距離が3m以内となるように、かつ、最後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が1m以内となるように取り付けなければならない」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

「長さ6m以下」

3. 6. 後扉付近以外の階段等付近の旅客を確認する装置
〔別添92 2階建バスの構造要件〕第2項に定める通路、客室を相互に連絡する通路及び乗降口から客室に至る通路に階段又は階段（以下「階段等」という。）を有する場合にあっては、運転者席付近には、当該階段等の旅客の状況を確認するため、3.5.1.1.1.に規定する後写鏡又はモニター装置を備えること。ただし、運転者が当該階段等の状況を直接に又は3.5.1.1.の直接確認方式の装置により確認できるワンマンバスにあってはこの限りでない。
3. 7. 車外安全確認装置
3. 7. 1. 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスには、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できる後写鏡（有効寸法300mm以上×143mm以上、曲率半径1000mm以上の凸面鏡）を備えること。
3. 7. 2. 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスの乗降口（後扉に限る。）の外側上部には、開扉と同時に点灯し、閉扉後4秒以上遅延して消灯する20W（乗車定員29人以下のワンマンバスにあっては10W）以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。
3. 8. 放送装置等
路線を定めて定期的に運行する乗車定員30人以上のワンマンバスには、運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置（放送する場合にマイクホンを手に保持する必要のないものに限る。）を備えること。
3. 9. 旅客降車合図用ブザー等
路線を定めて定期的に運行するワンマンバスの客室には、旅客が降車する際に容易にその旨を運転者に通知するための降車合図用ブザー又は単打ベルを備え、その押しボタンを旅客の手近な位置に備えること。
3. 10. 後輪巻込防止装置
ホイールベーン間に乗降口を備える場合には、後輪巻込防止装置を備えること。この場合において、空車状態における後輪巻込防止装置の下縁の取付高さが地上300mm以下となるように取り付けられていること。

〔府令・省令〕

- 自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)
- 〔省 令〕
- 日本郵政公社法施行規則の一部を改正する省令 (総務三六)
- 労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令
(厚生労働五二)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(同五三)
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令 (同五四)

○水先法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通一四)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令の一部を改正する省令 (同一五)

○自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令
(国土交通・環境一)

〔規 則〕

○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則 (国家公安委九)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨 (平成十四年分) を公表する件の一部を訂正する件
(総務一六九)

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨 (平成十五年分) を公表する件の一部を訂正する件
(同一七〇)

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨 (平成十六年分) を公表する件の一部を訂正する件
(同一七一)

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働一五二)

○身体障害者福祉法の規定に基づき補装具の種類、受託報酬の額等に関する基準の一部を改正する件
(同一五三)

○児童福祉法の規定に基づき補装具の種類、受託報酬の額等に関する基準の一部を改正する件 (同一五四)

○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件 (同一五五)

○工業標準化法に基づき表示認定等に関する省令に基づき指定商品の公表並びにこれらに係る日本工業規格に該当する旨の表示認定申請書及び表示の様式等を指定の一部を改正する件 (経済産業四二)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十三条第一項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準を定める件 (経済産業・国土交通三)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十四条第二項の規定に基づき、住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針を定める件
(国土交通三七八)

○日本住宅性能表示基準の一部を改正する件 (同三七九)

○評価方法基準の一部を改正する件
(同三八〇)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
(同三八一)

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示 (同三八二)

○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示 (同三八三)

○天草飛行場について告示した事項に変更があった件 (同三八四)

○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件
(同三八五)

○天草飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件
(同三八六)

○成田国際空港株式会社法施行令第六条の規定による地方公共団体及び交付金の額の指定に関する告示の一部を改正する件 (同三八七)

○道路に関する件
(東北地方整備局六九〇七二)

○都市計画に関する件
(関東地方整備局一五〇、一五一)

○道路に関する件 (同一五二)

○道路に関する件
(北陸地方整備局五一、五二)

○道路に関する件

(中部地方整備局五三、五五)

○自動車専用道路を指定する件

(同五四)

○道路に関する件

(近畿地方整備局五五、五六)

○道路に関する件

(四国地方整備局一二、一三)

○都市計画に関する件

(九州地方整備局七五、七八)

○道路に関する件 (同七九)

〔官庁報告〕

官庁事項

防衛庁・防衛施設庁国民保護計画の更
更について(防衛庁・防衛施設庁)

産 業

日本工業規格(経済産業省)
標準仕様書(TS)の公表について
(同)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、弁理士
登録・特定侵害訴訟代理業務の付
記、日本弁護士連合会裁判所の処置
請求に対する取扱規程制定・開示証
拠の複製等の交付等に関する規程制
定・法律事務所等の名称等に関する
規程制定・外国法事務弁護士事務所
の名称に関する規程制定・事務所名
称等の使用文字等に関する規則制
定、企業年金基金設立関係

地方公共団体
公債償還(千葉県・東京都)、行旅
死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

一六

一六

一七

一八

一八

一八

一八

一八

一八

一八

一八

一八

○国土交通省告示第 308 号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十七日

国土交通大臣 北側 一雄

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

第三十七条に次の一項を加える。

6 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二・四・一・二・三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第 308 号）による改正前の細目告示別添五十二・四・一・二・三の規定に適合するものであればよい。

第四十二条に次の一項を加える。

7 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二・四・九・三・一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第 308 号）による改正前の細目告示別添五十二・四・九・三・一の規定に適合するものであればよい。

第四十五条に次の一項を加える。

10 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二・四・六・四・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第 308 号）による改正前の細目告示別添五十二・四・六・四・二の規定に適合するものであればよい。

[府令・省令]

○自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

[省 令]

○日本郵政公社法施行規則の一部を改正する省令 (総務三六)
○労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令 (厚生労働五二)
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同五三)
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令 (同五四)

○水先法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通一四)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令の一部を改正する省令 (同一五)
○自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める省令の一部を改正する省令 (国土交通・環境一)

[規 則]

○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則 (国家公安委九)

[告 示]

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨 (平成十四年分) を公表する件の一部を訂正する件 (総務一六九)
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨 (平成十五年分) を公表する件の一部を訂正する件 (同一七〇)
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨 (平成十六年分) を公表する件の一部を訂正する件 (同一七一)

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働一五二)

○身体障害者福祉法の規定に基づき補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の一部を改正する件 (同一五三)
○児童福祉法の規定に基づき補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の一部を改正する件 (同一五四)

○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件 (同一五五)
○工業標準化法に基づく表示認定等に関する省令に基づく指定商品の公表並びにこれらに係る日本工業規格に該当する旨の表示認定申請書及び表示の様式等を指定の一部を改正する件 (経済産業四二)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十三条第一項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準を定める件 (経済産業三三)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十四条第二項の規定に基づき、住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針を定める件 (国土交通三七八)

○日本住宅性能表示基準の一部を改正する件 (同三七九)
○評価方法基準の一部を改正する件 (同三八〇)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 (同三八一)

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示 (同三八二)
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示 (同三八三)

○天草飛行場について告示した事項に変更があった件 (同三八四)
○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件 (同三八五)

○天草飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件 (同三八六)
○成田国際空港株式会社法施行令第六条の規定による地方公共団体及び交付金の額の指定に関する告示の一部を改正する件 (同三八七)

○道路に関する件 (東北地方整備局六九七二二)
○都市計画に関する件 (関東地方整備局一五〇、一五一)
○道路に関する件 (同一五二、一五五)

○道路に関する件 (北陸地方整備局五一、五二)

○道路に関する件

(中部地方整備局五三、五五)

○自動車専用道路を指定する件
(同五四)

○道路に関する件

(近畿地方整備局五五、五六)

○道路に関する件

(四国地方整備局一二、一三)

○都市計画に関する件

(九州地方整備局七五、七八)

○道路に関する件(同七九)

〔官庁報告〕

官庁事項

防衛庁・防衛施設庁国民保護計画の変更について(防衛庁・防衛施設庁)

産 業

日本工業規格(経済産業省)

標準仕様書(TS)の公表について

(同)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、弁理士

登録・特定侵害訴訟代理業務の付

記、日本弁護士連合会裁判所の処置

請求に対する取扱規程制定・開示証

拠の複製等の交付等に関する規程制

定・法律事務所等の名称等に関する

規程制定・外国法事務弁理士事務所

の名称に関する規程制定・事務所名

称等の使用文字等に関する規則制

定、企業年金基金設立関係

地方公共団体
公債償還(千葉県・東京都)、行旅

死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

会社決算公告

二六
二六
二六
二六

二六

二七

二九

三〇

三〇

三〇

三〇

○国土交通省告示第百八十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十七日

国土交通大臣 北側 一雄

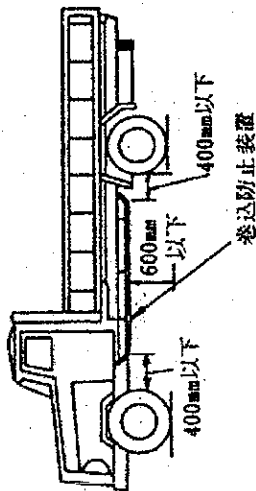
道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

第一条第三号中「第七十七条第三項第二号から第四号まで及び第七号、第百五十五条第三項第二号から第四号まで及び第七号並びに第二百三十三条第三項第二号から第四号まで及び第七号」を「第七十七条第三項、第百五十五条第三項及び第二百三十三条第三項」に改める。

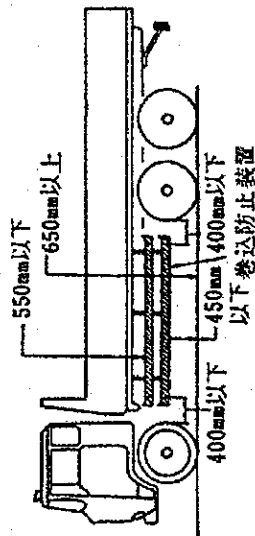
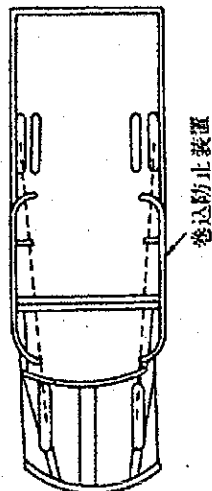
細目告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号) 新旧対照表

改	正	現 行
<p>(安定性) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20% (三輪自動車にあっては18%) 以上であること。ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>二～六 (略)</p>	<p>(安定性) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20% (三輪自動車にあっては18%) 以上であること。</p> <p>二～六 (略)</p>	<p>(安定性) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20% (三輪自動車にあっては18%) 以上であること。</p> <p>二～六 (略)</p>
<p>(巻込防止装置) (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 巻込防止装置は、その平面部 (湾曲部を除く。以下同じ。) 前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられなければならない。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられなければならない。</p>	<p>(巻込防止装置) (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 巻込防止装置は、その平面部 (湾曲部を除く。以下同じ。) 前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられなければならない。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられなければならない。</p>	<p>(巻込防止装置) (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 巻込防止装置は、その平面部 (湾曲部を除く。以下同じ。) 前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられなければならない。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられなければならない。</p>

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)

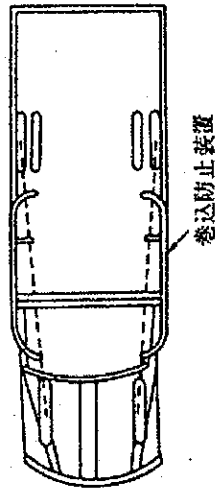
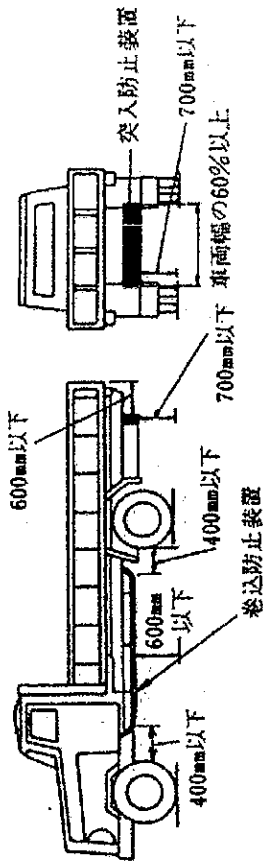


(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)

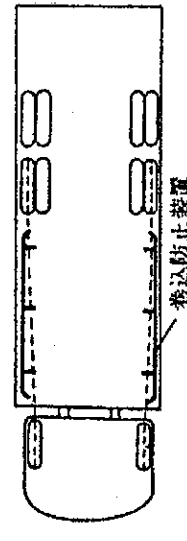
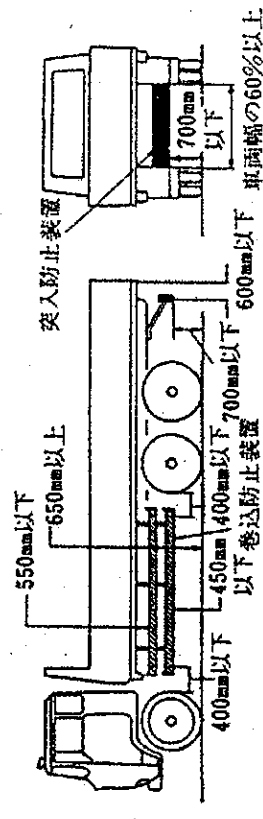


四・五 (略)
5 (略)

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



四・五 (略)
5 (略)

(旅客自動車運送事業用自動車)

第77条 (略)

2 (略)

3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車(車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。))は、前2項の規定によるほか、別添106「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならぬ。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(乗車定員及び最大積載量)

第81条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物運搬専用のタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流媒体輸送専用のタンク自動車を除く。)

(旅客自動車運送事業用自動車)

第77条 (略)

2 (略)

3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車(車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。))は、前2項の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないもの)は、第1号から第6号までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないもの)は、第1号から第5号までの基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの(第1号、第3号及び第5号の基準)に適合しなければならぬ。

一 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであり、かつ、ワンマンバスの乗降口のとびらにあっては非常のためにとびら付近に開放方法を明示したものであること。

二 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において閉閉できる構造のものであること。

三 乗降口のとびら(運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に閉閉の状態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その閉閉状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から200mmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、運転者席に接近した乗降口に該当しないものとし、発車することができない構造の解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

四 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に接近した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

五 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができ、他の装置を備えたものであること。

六 運転者が運転者席において旅客に放送することができ、備えたものであること。

七 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

(乗車定員及び最大積載量)

第81条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物運搬専用のタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流媒体輸送専用のタンク自動車を除く。)

にあつては、タンクの容積（タンクの容量が1000ℓ以下にあつては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあつては50ℓ（末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。）及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる（以下第5号及び第8号において同じ。）ものとする。）に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値（0.9から1.0までの数値を乗ずることができ。）を積載物品ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引することができる。）を積載物品の装置にあつては、0.75から1.0までの数値を乗ずることができ。）を積載物品の重量（10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。）として用いるものとする。

五～九 (略)

(安定性)

第86条 (略)

一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあつては18%）以上であること。ただし、側車付二輪自動車にあつては、この限りでない。

二～六 (略)

(巻込防止装置)

第101条 (略)

2・3 (略)

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあつては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられなければならない。

にあつては、タンクの容積（タンクの容量が1000ℓ以下にあつては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあつては50ℓ（末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。）及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる（以下第5号及び第8号において同じ。）ものとする。）に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値（0.9から1.0までの数値を乗ずることができ。）を積載物品の重量（10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。）として用いるものとする。

五～九 (略)

(安定性)

第86条 (略)

一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあつては18%）以上であること。

二～六 (略)

(巻込防止装置)

第101条 (略)

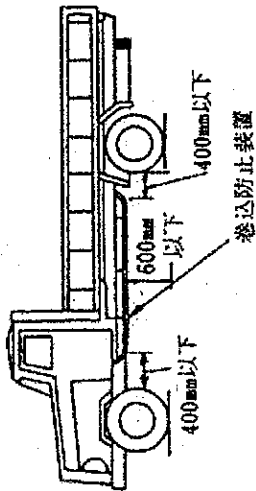
2・3 (略)

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

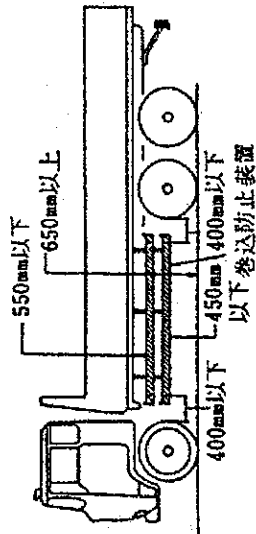
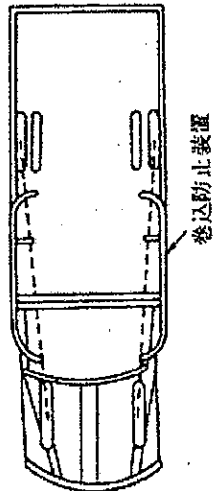
一・二 (略)

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあつては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられなければならない。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)

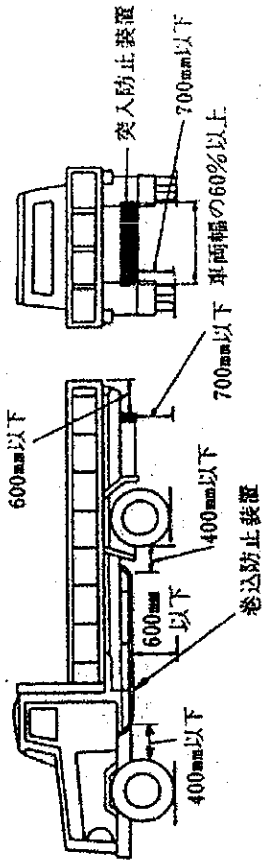


(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)

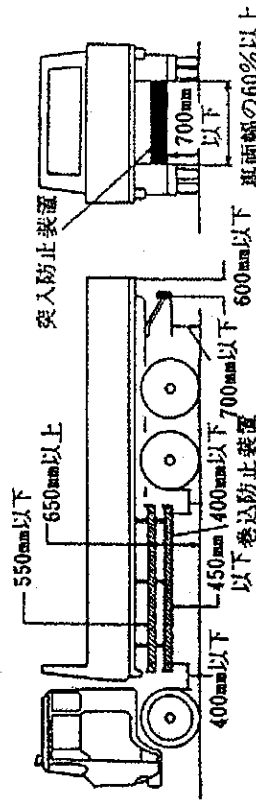
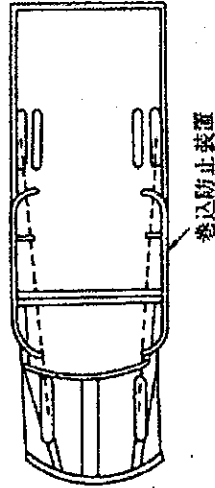


四・五 (略)
5 (略)

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



四・五 (略)
5 (略)

(車幅灯)

第123条 (略)

2 (略)

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～十一 (略)

十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車）にあつては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合は同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、被牽引自動車に取り付けられている場合はあつては同項第3号の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）とあるのは同号の基準中「外側方向45°」とあるのは「外側方向80°」とする。）を損なわれないように取り付けて、すべての位置から見通すことができるように取り付けて、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 (略)

(側方灯及び側方反射器)

第126条 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四・五 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の

(車幅灯)

第123条 (略)

2 (略)

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～十一 (略)

十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車）にあつては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合は同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）とあるのは同号の基準中「外側方向45°」とあるのは「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわれないように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けて、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 (略)

(側方灯及び側方反射器)

第126条 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四・五 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の

構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けられることができないものにあつては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。
四 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最前縁が自動車の後縁から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

五 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前縁から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前縁から3m以内に使用されることができないものにあつては、取り付けられることができる自動車の前縁に近い位置)となるよう取り付けられていること。

六 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前縁から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前縁から1m以内に使用されることができないものにあつては、取り付けられることができる自動車の後縁に近い位置)となるよう取り付けられていること。

七 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあつてはその照明部の最前縁と自動車の前縁までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される側方灯でその自動車の構造上自動車の前縁から3分の1以内に取り付けられることができないものにあつては、取り付けられることができる自動車の前縁に近い位置)となるように、また、後部に備える場合にあつてはその照明部の最前縁と自動車の前縁までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される側方灯でその自動車の構造上自動車の前縁から3分の1以内に取り付けられることができないものにあつては、取り付けられることができる自動車の後縁に近い位置)となるよう取り付けられていること。

八 九～十三 (略)

四 五 (略)

七 (略)

一・二 (略)

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第7号までの基準に準じたものであること。ただし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には、第3項第3号の基準は適用しない。

四・五 (略)

8

構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けられることができないものにあつては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。
四 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最前縁が自動車の後縁から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

五 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、自動車の前縁から3m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前縁から3m以内に使用されることができないものにあつては、取り付けられることができる自動車の前縁に近い位置)となるよう取り付けられていること。

六 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、自動車の前縁から1m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前縁から1m以内に使用されることができないものにあつては、取り付けられることができる自動車の後縁に近い位置)となるよう取り付けられていること。

七 長さ6m以下の自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以内となるように取り付けられていること。

八 長さ6m以下の自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以内となるように取り付けられていること。

九～十三 (略)

四 五 (略)

七 (略)

一・二 (略)

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第8号までの基準に準じたものであること。

四・五 (略)

8

(尾灯)

第128条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～十 (略)

十一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの(被牽引自動車を除く。))並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。)であつて、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合には、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上2.5mを

超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える尾灯が左右2個ずつであり、下側に備える尾灯にあつては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上2.1m以下)であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上側に備える尾灯にあつては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4

4 (略)

(制動灯)

第134条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～八 (略)

九 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの(被牽引自動車を除く。))並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。)であつて、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合には、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える制動灯が左右2個ずつであり、下側に備える制動灯にあつ

(尾灯)
第128条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～十 (略)

(制動灯)

第134条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～八 (略)

ては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上側に備える制動灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4 (略)

(後退灯)

第136条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～三 (略)

四 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならぬ。ただし、第2号のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならぬ。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができず、位置に取り付けられることのできない場合は、可能な限り見通すことができず、位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に取り付ける場合には、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して15°以内の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六～九 (略)

4 (略)

(方向指示器)

第137条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(後退灯)

第136条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～三 (略)

四 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならぬ。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができず、位置に取り付けられることのできない場合は、可能な限り見通すことができず、位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に取り付ける場合には、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して10±5°の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六～九 (略)

4 (略)

(方向指示器)

第137条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一～十五 (略)

十六 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する歴自動車以外の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの(被牽引自動車を除く。))並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。)の後面に備える方向指示器であつて、次のイ及びロの条件を満足する場合にあつては、第5号及び第11号(被牽引自動車の後面の両側の上部に備える方向指示器に限る。)の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の基準中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 後面の両側に備える方向指示器が左右2個ずつであり、下側に備える方向指示器にあつては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては地上2.3m以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては地上2.1m以下)であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ロ 後面の両側に備える方向指示器にあつては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

5 (略)

(停止表示器材)

第144条 (略)

2 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又はこれに準ずる性能を有する停止表示器材は、前項各号の基準に適合するものとする。

(旅客自動車運送事業用自動車)

第155条 (略)

2 (略)

3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車(被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、別添106「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

(削除)

4 (略)

一～十五 (略)

(停止表示器材)

第144条 (略)

2 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又はこれに準ずる性能を有する停止表示器材は、前項各号の基準に適合するものとする。

(旅客自動車運送事業用自動車)

第155条 (略)

2 (略)

3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車(被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車(路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車(路線を定めて定期に運行する乗車定員29号から第3号までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29号から第5号までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29号から第5号までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29号から第5号までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29号から第5号までの基準)に適合しなければならない。

一 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであり、か

つ、ワンマンバスの乗降口のとびらにあっては非常のためにとびら付近に開放方法を明示したものであること。

二 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。
三 乗降口のとびら（運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。）を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から200mmの位置を含む、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、運転者席に接近した乗降口に該当しないものとし、発車することができない構造の解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

四 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口（運転者席に接近した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。）ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

五 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができ、鏡その他の装置を備えたものであること。

六 運転者が運転者席において旅客に放送することができ、装置（放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要があるものに限る。）を備えたものであること。

七 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

(乗車定員及び最大積載量)

第159条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流媒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあつては、タンクの容積(タンクの容量が1000ℓ以下にあつては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあつては50ℓ(末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。))及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる(以下第5号及び第8号において同じ。)ものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。ただし、真空ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあつては、0.75から1.0までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。)として用いるものとする。

五～九 (略)

(安定性)

第164条 (略)

(乗車定員及び最大積載量)

第159条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流媒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあつては、タンクの容積(タンクの容量が1000ℓ以下にあつては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあつては50ℓ(末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。))及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる(以下第5号及び第8号において同じ。)ものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。)として用いるものとする。

五～九 (略)

(安定性)

第164条 (略)

一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあっては18%）以上であること。ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。

二～六 (略)

(巻込防止装置)

第179条 (略)

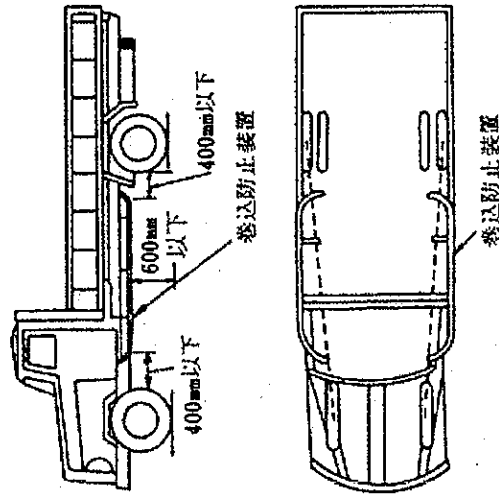
2・3 (略)

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられること。ただし、セミトラレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられなければならない。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



一 空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%（三輪自動車にあっては18%）以上であること。

二～六 (略)

(巻込防止装置)

第179条 (略)

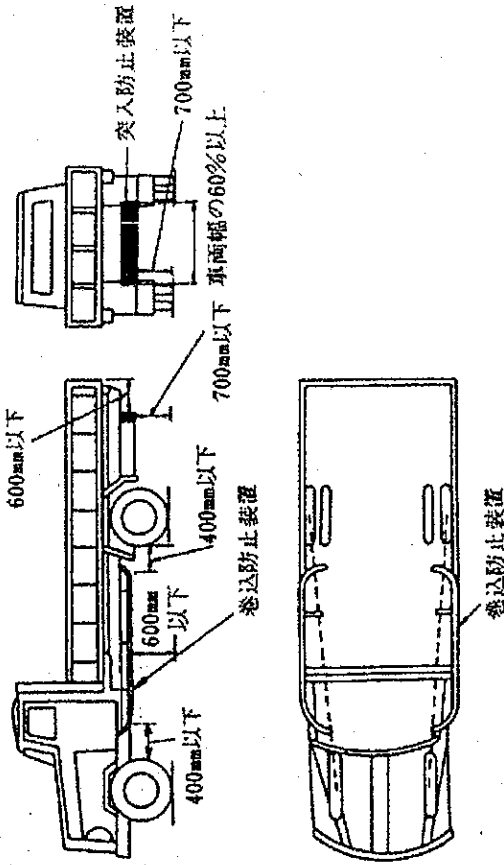
2・3 (略)

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

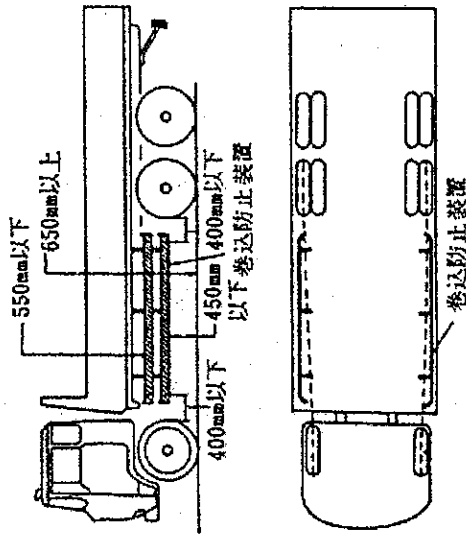
一・二 (略)

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられること。ただし、セミトラレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられなければならない。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



四・五 (略)
5 (略)

(車幅灯)

第201条 (略)

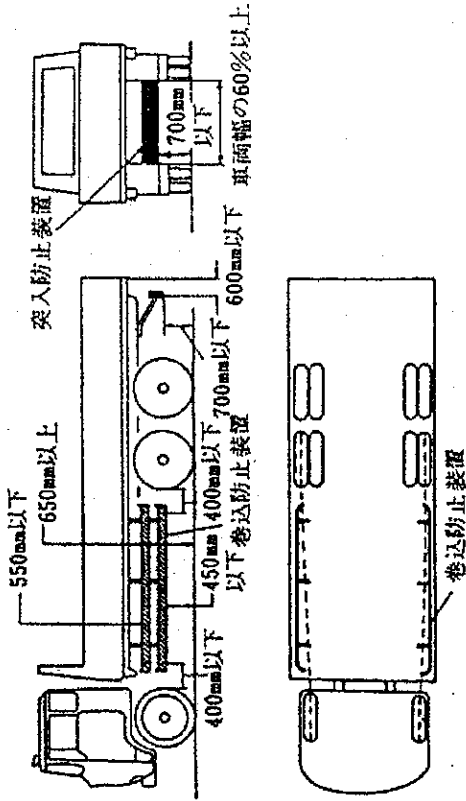
2 (略)

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～十一 (略)

十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレイラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合）には同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、被牽引自動車に取り付けられている場合にはあつては同項第3号の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」とし、専ら乗用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそのりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものであり、側方に

(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



四・五 (略)
5 (略)

(車幅灯)

第201条 (略)

2 (略)

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～十一 (略)

十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレイラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合）には同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそのりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものであり、側方に

が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とす。)を損なわないうように取り付けられていること。ただし、自動車構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられること。また、自動車構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができる場合は、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられること。

4

4

(側方灯及び側方反射器)

第204条 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方45°の平面及び後方45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四・五 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないうもの)にあっては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。

四 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。

五 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前縁から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前縁から3m以内に取得可能な位置)にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

六 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前縁から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の前縁から1m以内に取得可能な位置)にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

七 長さ6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前縁までの距離が自動車の前縁から3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自

する。)を損なわないうように取り付けられていること。ただし、自動車構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができる場合は、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられること。

4 (略)

(側方灯及び側方反射器)

第204条 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方45°の平面及び後方45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四・五 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないうもの)にあっては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。

四 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。

五 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、自動車の前縁から3m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前縁から3m以内に取得可能な位置)にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

六 長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前縁から1m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の前縁から1m以内に取得可能な位置)にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

七 長さ6m以下の自動車の前部に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、その照明部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以内となるように取り付けられていること。

自動車の構造上自動車の前部から3分の1以内にに取り付けられることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前部に近い位置)となるように、また、後部に備える場合にあってはその照明部の最後縁と自動車の後部までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車の構造上自動車の前部から3分の1以内にに取り付けられることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後部に近い位置)となるように前部又は後部にに取り付けられていること。

八～十三 (略)

四～六 (略)

七 (略)

一・二 (略)

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第7号までの基準に準じたものであること。ただし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量が3.5t以下のもので並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には、第3項第3号の基準は適用しない。

四・五 (略)

八 (略)

(尾灯)

第206条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～十 (略)

十一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもので被牽引自動車を除く。)並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。)であつて、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあっては、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替へるものとする。

イ 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上2.5mを越える高さの位置に備える後方に表示するための灯火が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える尾灯が左右2個ずつであり、下側に備える尾灯にあっては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2.1m以下)であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるよ

八 長さ6m以下の自動車の照明部に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものは、その照明部の最後縁が自動車の後部から当該自動車の長さの3分の1以内となるように取り付けられていること。

九～十三 (略)

四～六 (略)

七 (略)

一・二 (略)

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第8号までの基準に準じたものであること。

四・五 (略)

八 (略)

(尾灯)

第206条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～十 (略)

うに取り付けられていること。

ハ 後面の両側の側面に備える尾灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4 (略)

(制動灯)

第212条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～八 (略)

九 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの(被牽引自動車を除く。))並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。)であつて、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあっては、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える制動灯が左右2個ずつであり、下側に備える制動灯にあっては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2.1m以下)であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の側面に備える制動灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4 (略)

(後退灯)

第214条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～三 (略)

四 後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならぬ。ただし、第2号のただし書の

4 (略)

(制動灯)

第212条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～八 (略)

4 (略)

(後退灯)

第214条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～三 (略)

四 後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならぬ。

規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面に取り付けられること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができように取り付けられること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができように取り付けられること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができように取り付けられること。

また、自動車の側面に取り付ける場合には、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して15°以内の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六～九 (略)
4 (略)

(方向指示器)
第215条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一～十五 (略)

十六 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそり有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。）の後面に備える方向指示器であつて、次のイ及びロの条件を満足する場合には、第5号及び第11号（被牽引自動車の後面の両側の上面に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられたものにあつては、第1項第3号の基準中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 後面の両側に備える方向指示器が左右2個ずつであり、下側に備える方向指示器にあっては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては地上2.3m以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ロ 後面の両側の上面に備える方向指示器にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面に取り付けられること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができように取り付けられること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができように取り付けられること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができように取り付けられること。

六～九 (略)
4 (略)

(方向指示器)
第215条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一～十五 (略)

5 (略) 方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

(停止表示器材)

第222条 (略)

2 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又はこれに準ずる性能を有する停止表示器材は、前項各号の基準に適合するものとする。

(旅客自動車運送事業用自動車)

第233条 (略)

2 (略)

3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、別添106「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

5 (略)

(停止表示器材)

第222条 (略)

2 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材は、前項各号の基準に適合するものとする。

(旅客自動車運送事業用自動車)

第233条 (略)

2 (略)

3 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては第1号から第6号までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては第1号から第3号まで及び第5号の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、第1号、第3号及び第5号の基準)に適合しなければならない。

一 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであり、かつ、ワンマンバスの乗降口のとびらには非常のためにとびら付近に開放方法を明示したものであること。

二 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

三 乗降口のとびら(運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から200mmの位置を合み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、運転者席に接近した乗降口に該当しないものとし、発車することができない構造の解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

四 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に接近した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

五 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができ、鏡その他の装置を備えたものであること。

六 運転者が運転者席において旅客に放送することができ、放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに眼る。)を備えたものであること。

七 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するため

のプザその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

(乗車定員及び最大積載量)

第237条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積(タンクの容量が1000ℓ以下にあっては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあっては50ℓ(末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。))及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる(以下第5号及び第8号において同じ。)ものとする。(次に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。))を積載物品ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあっては、0.75から1.0までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。)として用いるものとする。

五～九 (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～2.5.1.1.2. (略)

2.5.1.1.3. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わないう限り光源固定装置から取り外すことができず、他のいかなる交換式光源とも物理的な互換性を有しない装置固有の光学部品をいう。

2.5.1.1.4.～3.7.2. (略)

3.8. 灯火等の地上からの最大の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の上縁の高さにより、灯火等の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の下縁の高さにより判定するものとする。

すれ違い用前照灯の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、すれ違い用前照灯の有効反射面の開口部(プロジェクタ型前照灯にあっては、プロジェクタ・レンズの開口部)のレンズ上の横断面への正射影の下縁により判定するものとする。

灯火等の地上からの高さに係る基準への適合性については、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、照明部の下縁及び上縁についての厳密な測定は行わなくてもよい。

灯火等の水平方向(横断面方向)の取付位置等に係る基準への適合性は、灯火等の幅に係る基準への適合性については灯火等の照明部の最外縁により、灯火等の間の距離に係る基準への適合性については、照明部の間の距離が最小となる部分により判定するものとする。

(乗車定員及び最大積載量)

第237条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉流体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積(タンクの容量が1000ℓ以下にあっては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあっては50ℓ(末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。))及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満を切り捨てる(以下第5号及び第8号において同じ。)ものとする。(次に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。))を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。以下第5号、第6号、第7号及び第8号において同じ。)として用いるものとする。

五～九 (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～2.5.1.1.2. (略)

2.5.1.1.3. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わないう限り光源固定装置から取り外すことができず、他のいかなる交換式光源とも物理的な互換性を有しない装置固有の光学部品をいう。

2.5.1.1.4.～3.7.2. (略)

3.8. 灯火等の地上からの最大の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の上縁の高さにより、灯火等の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明部の下縁の高さにより判定するものとする。

すれ違い用前照灯の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、すれ違い用前照灯の有効反射面の開口部(プロジェクタ型前照灯にあっては、プロジェクタ・レンズの開口部)のレンズ上の横断面への正射影の下縁により判定するものとする。

灯火等の地上からの高さに係る基準への適合性については、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、見かけの表面の下縁及び上縁についての厳密な測定は行わなくてもよい。

灯火等の水平方向(横断面方向)の取付位置等に係る基準への適合性は、灯火等の幅に係る基準への適合性については灯火等の照明部の最外縁により、灯火等の間の距離に係る基準への適合性については、照明部の間の距離が最小となる部分により判定するものとする。

灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、照明部の端部についての厳密な測定は不要とする。

- 3.9. ～3.10.1. (略)
- 3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mmの位置にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。

- 3.10.3. ～3.18. (略)
- 3.18.1. 可動構成部品全ての固定位置において、当該灯火等について規定された取付位置、幾何学的視認性及び光度に係る基準に適合するものでなければならぬ。ただし、当該灯火等が装置の型式の指定を受けた組合せ灯火等であって「D」マークを付されたものである場合には、組合せ灯火等を構成する灯火等のうち1個の灯火等が本規定に適合するものであればよい。

- 3.18.2. ～4.2.4. (略)
- 4.2.5. 幾何学的視認性
すれ違い用前照灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、すれ違い用前照灯の照明部が見通すことができように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

- (以下略)
- 4.2.6. ～4.2.6.1.2. (略)
- 4.2.6.1.3. 4.2.6.1.の規定は、最高速度25km/h未満の自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には、適用しない。

- 4.2.6.2. ～4.3.3. (略)
- 4.3.4. 取付位置
前部霧灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車）で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯であってその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取り付けられることができないものにあつては、取り付けることができず、最外側の位置）となるように取り付けられなければならない。ただし、最高速度20km/h未満の自動車及び幅800mm以下の自動車にあっては、この限りでない。

- 前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車）で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯であつてその自動車の構造上地上800mm以下となるように取り付けられることができないものにあつては、取り付けられることができないものとする。

灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性について、基準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、照明部の端部についての厳密な測定は不要とする。

- 3.9. ～3.10.1. (略)
- 3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mmの位置にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。ただし、自動車の側面に備える再帰反射材にあっては、この限りでない。

- 3.10.3. ～3.18. (略)
- 3.18.1. 可動構成部品全ての固定位置において、当該灯火等について規定された取付位置、幾何学的視認性及び光度に係る基準に適合するものでなければならぬ。ただし、当該灯火等が装置の型式の指定を受けた組合せ灯火等であって「D」マークを付されたものである場合には、組合せ灯火等を構成する灯火等のうち1個の灯火等が本規定に適合するものであればよい。また、当該灯火等を自動車の片側に複数装備する場合にあっては、構成する灯火等のうち1個の灯火等が本規定に適合するものであればよい。

- 3.18.2. ～4.2.4. (略)
- 4.2.5. 幾何学的視認性
すれ違い用前照灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、すれ違い用前照灯の見かけの表面が見通すことができように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

- (以下略)
- 4.2.6. ～4.2.6.1.2. (略)
- 4.2.6.1.3. 4.2.6.1.の規定は、最高速度25km/h未満の自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものには、適用しない。

- 4.2.6.2. ～4.3.3. (略)
- 4.3.4. 取付位置
前部霧灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車）で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯であつてその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取り付けられることができないものにあつては、取り付けることができず、最外側の位置）となるように取り付けられなければならない。ただし、最高速度20km/h未満の自動車及び幅800mm以下の自動車にあっては、この限りでない。

- 前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車）で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯であつてその自動車の構造上地上800mm以下となるように取り付けられることができないものにあつては、取り付けられることができないものとする。

高さ)であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取り付けられなければならない。

前部霧灯は、その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないよう取り付けられなければならない。

4.3.5. 幾何学的視認性

前部霧灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、前部霧灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

(以下略)

4.3.6~4.4.4.3. (略)

4.4.5. 幾何学的視認性

側方照射灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、側方照射灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.4.6.~4.5.4.1. (略)

4.5.4.2. 後退灯は、自動車の後面に取り付けられなければならない。ただし、4.5.3.1.に掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、自動車の側面に取り付けてもよい。

4.5.5. 幾何学的視認性

後退灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、後退灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車並びに4.5.4.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、この限りでない。

α = 上方15°及び下方5°

β = 後退灯を1個備える場合にあつては外側45°及び内側45°、後退灯を2個備える場合にあつては外側45°及び内側30°

4.5.6. 方向

後退灯は、自動車の後面及び側面に後方に向けて取り付けられなければならない。ただし、4.5.4.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、基準軸は自動車の中央縦断面に対して15°以内の傾斜で側方に向て取り付けられなければならない。

4.5.7. 電気結線

後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後

であつてすれ違い用前照灯の照明部の見かけの表面の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取り付けられなければならない。

前部霧灯は、その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないよう取り付けられなければならない。

4.3.5. 幾何学的視認性

前部霧灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、前部霧灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

(以下略)

4.3.6~4.4.4.3. (略)

4.4.5. 幾何学的視認性

側方照射灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、側方照射灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.4.6.~4.5.4.1. (略)

4.5.4.2. 後退灯は、自動車の後面に取り付けられなければならない。ただし、4.5.3.1.に掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、4.5.5.及び4.5.6.の要件に従つて自動車の側面に取り付けてもよい。

4.5.5. 幾何学的視認性

後退灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、後退灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

α = 上方15°及び下方5°

β = 後退灯を1個備える場合にあつては外側45°及び内側45°、後退灯を2個備える場合にあつては外側45°及び内側30°

自動車の側面に取り付けられる場合にあつては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して10±5°の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

4.5.6. 方向

後退灯は、自動車の後面及び側面に後方に向けて取り付けられなければならない。

後退灯は、げん惑を生じる等により他の交通の妨げとなるおそれのないように取り付けられなければならない。

4.5.7. 電気結線

後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後

退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合のみ点灯するように取り付けられなければならない。

また、4.5.3.1.に掲げる自動車に備える後退灯であって、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならぬ。

ただし、4.5.4.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

4.5.8.～4.6.4.1. (略)

4.6.4.2. 自動車の後面の両側には、種別2 a又は種別2 bの方向指示器をそれぞれ1個ずつ備えているものとする。ただし、最高速度20km/h未満の自動車であってかじ取りハンドルを中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅800mm以下の自動車及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。

また、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 t以下のもの(被牽引自動車を除く)並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下被牽引自動車以外の自動車(ただし書の自動車を除く)にあっては、自動車の後面の両側にそれぞれ1個ずつ備えている場合に限る。にあっては、さらに追加の種別2 a又は種別2 bの方向指示器をそれぞれ1個ずつ備えることができる。

4.6.4.3.～4.6.5. (略)

4.6.5.1. 横断面方向

自動車の前面及び後面の両側に備える種別1 a、種別1 b、種別2 a及び種別2 bの方向指示器は、それぞれ最外側となる方向指示器(4.6.4.2.の規定により自動車の後面に追加で備える方向指示器及びセミトレーラを牽引する牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。)の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように、かつ、それぞれ最内側となる方向指示器の照明部の最内縁の間隔が600mm(幅が1,300mm未満の自動車にあっては、400mm)以上となるように取り付けられなければならない。

4.6.5.2. 垂直方向

自動車の前面又は後面に備える種別1 a、種別1 b、種別2 a及び種別2 bの方向指示器、自動車の両側面に備える種別5又は種別6の方向指示器並びに大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラで地上350mm以上に取り付けることができきないもの)にあっては、取り付けることができる最高の高さ)、上縁の高さが1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の構造上、方向指示器の照明部の上縁の高さが1,500mm以下となるように取り付けられない自動車であって、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える方向指示器、自動車の両側面に備える種別5及び種別6の方向指示器並びに大型貨物自動車

退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合のみ点灯するように取り付けられなければならない。

また、4.5.3.1.に掲げる自動車に備える後退灯であって、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならぬ。

4.5.8.～4.6.4.1. (略)

4.6.4.2. 自動車の後面の両側には、種別2 a又は種別2 bの方向指示器をそれぞれ1個ずつ又は2個ずつ(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車にあっては、1個ずつ)備えているものとする。ただし、最高速度20km/h未満の自動車であってかじ取りハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅800mm以下の自動車及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。

4.6.4.3.～4.6.5. (略)

4.6.5.1. 横断面方向

自動車の前面及び後面の両側に備える種別1 a、種別1 b、種別2 a及び種別2 bの方向指示器は、それぞれ最外側となる方向指示器(セミトレーラを牽引する牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。)の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように、かつ、それぞれ最内側となる方向指示器の照明部の最内縁の間隔が600mm(幅が1,300mm未満の自動車にあっては、400mm)以上となるように取り付けられなければならない。

4.6.5.2. 垂直方向

自動車の前面又は後面に備える種別1 a、種別1 b、種別2 a及び種別2 bの方向指示器、自動車の両側面に備える種別5又は種別6の方向指示器並びに大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラで地上350mm以上に取り付けることができきないもの)にあっては、取り付けることができる最高の高さ)、上縁の高さが1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の構造上、方向指示器の照明部の上縁の高さが1,500mm以下となるように取り付けられない自動車であって、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える方向指示器、自動車の両側面に備える種別5及び種別6の方向指示器並びに大型貨物自動車

車等の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては、その照明部の上縁の高さが2,300mmまで、自動車(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車、地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)の前面又は後面に備える種別1、種別1 a、種別1 b、種別2 a、種別2 b又は両側面に備える種別3の方向指示器にあっては照明部の上縁の高さが2,100mmまで取り付けられる最低の高さ)となるように取り付けられなければならない。ただし、4.6.4.2の規定により自動車の後面に追加で備える方向指示器にあっては、前段の規定にかかわらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。この場合において、自動車の後面に備えなければならない方向指示器の照明部の上縁の高さは地上1,500mm以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては地上2,300mm以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上2,100mm以下)であり、かつ、追加で備える方向指示器の照明部の下縁の高さとの垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

- 4.6.5.3.~4.6.6. (略)
- 4.6.6.1. 方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。
- α 種別1、種別1 a、種別1 b、種別2 a、種別2 b、種別3及び種別5の方向指示器にあっては上方15°及び下方15°、種別6の方向指示器にあっては上方30°及び下方5°。
- ただし、方向指示器の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合には、下方5°までであつてもよいものとし、4.6.4.2の規定により自動車の後面に追加で備える方向指示器であつて、上縁の高さが地上2,100mm以上となるように取り付けられたものにあつては、上方5°までであつてもよい。

β 方向指示器の種別毎に次に示す角度。
(以下略)

4.6.6.2. 4.6.6.1.の規定にかかわらず、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5 t以下のもの(三輪自動車を除く。)に備える方向指示器は、下図に示す幾何学的視認性に係る性能を有し、かつ、4.6.7.2.の規定に適合する側方灯を備える場合に限り、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の見通すことができるように取り付けることができる。
(以下略)

- 4.6.6.3.~4.6.8.3. (略)
- 4.6.8.4. 牽引装置を備える自動車に備える点灯操作状態・作動状態表示装置は、当該牽引自動車により牽引する被牽引自動車に備える方向指示器のいずれかが故障した時

等の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては、その照明部の上縁の高さが2,300mmまで、自動車(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車、地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)の前面又は後面に備える種別1、種別1 a、種別1 b、種別2 a、種別2 b又は両側面に備える種別3の方向指示器にあっては照明部の上縁の高さが2,100mmまで取り付けられる最低の高さ)となるように取り付けられなければならない。

- 4.6.5.3.~4.6.6. (略)
- 4.6.6.1. 方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。
- α 種別1、種別1 a、種別1 b、種別2 a、種別2 b、種別3及び種別5の方向指示器にあっては上方15°及び下方15°、種別6の方向指示器にあっては上方30°及び下方5°。
- ただし、方向指示器の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合には、下方5°までであつてもよいものとし、4.6.4.2の規定に基づき自動車の後面の両側にそれぞれ2個ずつ方向指示器を取り付けられている場合には、それぞれ2個の方向指示器のうち上方に、かつ、地上2,100mm以上となるように取り付けられたものにあつては、上方5°までであつてもよい。

β 方向指示器の種別毎に次に示す角度。
(以下略)

4.6.6.2. 4.6.6.1.の規定にかかわらず、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5 t以下のもの(三輪自動車を除く。)に備える方向指示器は、下図に示す幾何学的視認性に係る性能を有し、かつ、4.6.7.2.の規定に適合する側方灯を備える場合に限り、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の見通すことができるように取り付けることができる。
(以下略)

- 4.6.6.3.~4.6.8.3. (略)
- 4.6.8.4. 牽引装置を備える自動車に備える点灯操作状態・作動状態表示装置は、当該牽引自動車により牽引する被牽引自動車に備える方向指示器のいずれかが故障した時

に、その旨を表示するものでなければならぬ。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器並びに4.6.4.2.の規定により自動車の後面に追加で備える方向指示器にあっては、この限りでない。

4.6.9.～4.9.3. (略)

4.9.3.1. 種別S1又は種別S2の制動灯の数は、2個(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、2個又は4個)であるものとする。また、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のも(被牽引自動車を除く。)並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車以外の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、2個備えている場合に限る。)であつて、補助制動灯を備えていない自動車にあっては、さらに追加の種別S1又は種別S2の制動灯を2個備えることができる。ただし、幅800mm以下の自動車にはあつては、1個であつてもよい。

4.9.3.2.～4.9.4.1. (略)

4.9.4.1.1. 自動車の後面の両側に備える種別S1又は種別S2の制動灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるよう取り付けられなければならない。ただし、4.9.3.1.の規定により自動車の後面に追加で備える制動灯にあっては、この限りでない。

4.9.4.1.2.～4.9.4.2. (略)

4.9.4.2.1. 種別S1又は種別S2の制動灯は、照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取り付けることができぬ自動車にあっては、取り付けることができる最高の高さ)が地上1,500mm以下(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び自動車の構造上地上1,500mm以下に取り付けることができぬ自動車にあっては、2,100mm以下)となるよう取り付けられなければならない。ただし、4.9.3.1.の規定により自動車の後面に追加で備える制動灯にあっては、前段の規定にかかわらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。この場合において、自動車の後面に備えなければならない制動灯の照明部の高さ(地上1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上2,100mm以下)であり、かつ、追加で備える制動灯の照明部の下縁の高さとの垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4.9.4.2.2.・4.9.5. (略)

4.9.5.1. 種別S1又は種別S2の制動灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、当該制動灯の見かけの表面が見通すことができるよう取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

α 上方15°及び下方15°。ただし、制動灯の照明部の上縁の地上からの高さが地上750mm未満となるよう取り付けられている場合には、下方5°までであつてもよいものとし、4.9.3.1.の規定により自動車の後面に追加で備える制動灯であつて、かつ、上縁の高さが地上2,100mm以上となるよう取り付けられたものに

に、その旨を表示するものでなければならぬ。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

4.6.9.～4.9.3. (略)

4.9.3.1. 種別S1又は種別S2の制動灯の数は、2個又は4個(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のも(被牽引自動車を除く。)並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車にあっては、2個)であるものとする。ただし、幅800mm以下の自動車にはあつては、1個であつてもよい。

4.9.3.2.～4.9.4.1. (略)

4.9.4.1.1. 自動車の後面の両側に備える種別S1又は種別S2の制動灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるよう取り付けられなければならない。

4.9.4.1.2.～4.9.4.2. (略)

4.9.4.2.1. 種別S1又は種別S2の制動灯は、照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取り付けることができぬ自動車にあっては、取り付けることができる最高の高さ)が地上1,500mm以下(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び自動車の構造上地上1,500mm以下に取り付けることができぬ自動車にあっては、2,100mm以下)となるよう取り付けられなければならない。

4.9.4.2.2.・4.9.5. (略)

4.9.5.1. 種別S1又は種別S2の制動灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、当該制動灯の照明部が見通すことができるよう取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

α 上方15°及び下方15°。ただし、制動灯の照明部の上縁の地上からの高さが地上750mm未満となるよう取り付けられている場合には、下方5°までであつてもよい。

あつては、上方5°までであつてもよい。

β 外側45°及び内側45°

4.9.5.2.~4.12.2. (略)

4.12.3. 数

自動車に備える尾灯の数は、2個(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、2個又は4個)とする。また、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの(被牽引自動車を除く。)並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車以外の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、2個備えている場合に限る。)であつて、後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上2,500mmを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火を備えていない自動車にあつては、さらに追加の尾灯を2個備えることができる。ただし、幅800mm以下の自動車にあつては、1個であつてもよい。

4.12.4. 取付位置

4.12.4.1. 水平方向

尾灯は、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていなければならない。ただし、4.12.3.の規定により自動車の後面に追加で備える尾灯にあつては、この限りでない。

4.12.4.2. 垂直方向

尾灯は、照明部の下縁の高さが地面上350mm以上(セミトレーラであつてその自動車の構造上350mm以上となるように取り付けることができず、取り付けることができない最高の高さ)、上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び自動車の構造上地上1,500mm以下に取り付けることができず、小型特殊自動車にあつては2,100mm以下)となるように取り付けられなければならない。ただし、4.12.3.の規定により自動車の後面に追加で備える尾灯にあつては、前段の規定にかかわらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。この場合において、自動車の後面に備えなければならない尾灯の高さは地上1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては地上2,100mm以下)であり、かつ、追加で備える尾灯の照明部の下縁の高さとの垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4.12.5. 幾何学的視認性

4.12.5.1. 尾灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、尾灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

α 上方15°及び下方15°

ただし、尾灯の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方5°であつてもよいものとし、4.12.3.の規定により自動車の後面に追加で備える尾灯であつて、かつ、上縁の高さが地上2,100mm以上

β 外側45°及び内側45°

4.9.5.2.~4.12.2. (略)

4.12.3. 数

自動車に備える尾灯の数は、2個又は4個(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車にあつては、2個)とする。ただし、幅800mm以下の自動車にあつては、1個であつてもよい。

4.12.4. 取付位置

4.12.4.1. 水平方向

尾灯は、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていなければならない。

4.12.4.2. 垂直方向

尾灯は、照明部の下縁の高さが地面上350mm以上(セミトレーラであつてその自動車の構造上350mm以上となるように取り付けることができず、取り付けることができない最高の高さ)、上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び自動車の構造上地上1,500mm以下に取り付けることができず、小型特殊自動車にあつては2,100mm以下)となるように取り付けられなければならない。

4.12.5. 幾何学的視認性

4.12.5.1. 尾灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、尾灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

α 上方15°及び下方15°

ただし、尾灯の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方5°であつてもよい。

となるように取り付けられたものにあつては、上方5°までであつてもよい。

β 外側80°及び内側45°

4.12.5.2.～4.16.1. (略)

4.16.2. 取り付けける灯火等の性能

後部反射器は、別添「後部反射器の技術基準」の等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器に係る基準に適合するもの又は等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器として装置の型式の指定を受けたものでなければならぬ。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、当該後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.16.3.～4.17.1. (略)

4.17.2. 取り付けける灯火等の性能

後部反射器は、別添68「後部反射器の技術基準」の等級ⅢA又はⅢBの反射器に係る基準に適合するもの又は等級ⅢA又はⅢBの反射器として装置の型式の指定を受けたものでなければならぬ。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、当該後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.17.3.～4.18.2. (略)

4.18.3. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならぬ。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、当該前部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.18.4.～4.20.1.4. (略)

4.20.2. 取り付けける灯火等の性能

側方反射器は、別添「側方反射器の技術基準」の等級ⅠA及び等級ⅠBの反射器に係る規定に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならぬ。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、当該側方反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.20.3.～4.20.4.1. (略)

4.20.4.2.1. 長さが6mを超える自動車にあつては、その反射部の最前縁と自動車の

前縁までの距離が自動車の長さの3分の1以上、その反射部の最前縁と自動車の後縁までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方反射器を取り付けなければならない。

4.20.4.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方反射器は、最前縁に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前縁までの距離が3m以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上3m以内となるように取り付けることができず自動車にあつては、取り付けることができる

β 外側80°及び内側45°

4.12.5.2.～4.16.1. (略)

4.16.2. 取り付けける灯火等の性能

後部反射器は、別添「後部反射器の技術基準」の等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器に係る基準に適合するもの又は等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器として装置の型式の指定を受けたものでなければならぬ。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.16.3.～4.17.1. (略)

4.17.2. 取り付けける灯火等の性能

後部反射器は、別添68「後部反射器の技術基準」の等級ⅢA又はⅢBの反射器に係る基準に適合するもの又は等級ⅢA又はⅢBの反射器として装置の型式の指定を受けたものでなければならぬ。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.17.3.～4.18.2. (略)

4.18.3. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならぬ。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、前部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.18.4.～4.20.1.4. (略)

4.20.2. 取り付けける灯火等の性能

側方反射器は、別添「側方反射器の技術基準」の等級ⅠA及び等級ⅠBの反射器に係る規定に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならぬ。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、側方反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.20.3.～4.20.4.1. (略)

4.20.4.2.1. 長さが6mを超える自動車にあつては、その反射部の最前縁の自動車の前縁までの距離が自動車の長さの3分の1以上、その反射部の最前縁の自動車の後縁までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方反射器を取り付けなければならない。

4.20.4.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方反射器は、最前縁に備える側方反射器について反射部の最前縁の自動車の前縁からの距離が3m以内（除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車であつてその自動車の構造上3m以内となるように取り付けることができず自動車にあつては、取り付けることができる

の1以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けられることができる自動車)に、1個の側方灯を取り付けなければならない。

4.21.5.~4.22.3.11. (略)

別紙1~別紙8 (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.~5.7.3.1. (略)

5.7.3.2. 長さが6mを超える自動車の最前縁は、その照明部の最前縁と自動車の前縁までの距離が自動車の長さの3分の1以上、その照明部の最前縁と自動車の後縁までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方灯を取り付けなければならない。

5.7.3.3. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前縁までの距離が3m以内となるように、かつ、最前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の後縁までの距離が1m以内となるように取り付けなければならない。

5.7.3.4. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、それぞれの側方灯の間隔が3m以内となるように取り付けなければならない。

5.7.3.5. 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあつてはその照明部の最前縁と自動車の前縁までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように、また、後部に備える場合にあつてはその照明部の最前縁と自動車の後縁までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部又は後部に取り付けなければならない。

5.7.3.6. (略)

5.7.4.~5.7.5. (略)

5.7.6. 側方反射器は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、5.7.3.1.から5.7.3.3.まで及び5.7.3.5.の基準に適合するように取り付けなければならない。

(削除)

(削除)

5.8.~5.20.3.2.2. (略)

その自動車の構造上3分の1以内となるように取り付けられることができる自動車)に、1個の側方灯を取り付けなければならない。

4.21.5.~4.22.3.11. (略)

別紙1~別紙8 (略)

別添63 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.~5.7.3.1. (略)

5.7.3.2. 前部に備える側方灯の照明部の最前縁は、自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以内(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前縁から当該自動車の長さの3分の1以内に取り付けられることができるものにあつては、取り付けられることができる自動車の前縁に近い位置)となるように取り付けられていること。

5.7.3.3. 後部に備える側方灯の照明部の最前縁は、自動車の後縁から1m以内(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後縁から1m以内に取り付けられることができるものにあつては、取り付けられることができる自動車の後縁に近い位置)となるように取り付けられていること。

5.7.3.4. (略)

5.7.4.~5.7.5. (略)

5.7.6. 側方反射器は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けなければならない。

5.7.6.1. 長さ6m未満の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最前縁は、自動車の後縁から当該自動車の長さの3分の1以内(除雪、土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の後縁から当該自動車の3分の1以内に取り付けられることができるものにあつては、取り付けられることができる自動車の後縁に近い位置)となるように取り付けられていること。

5.7.6.2. 側方反射器の取付位置は、5.7.6.1.に規定するほか、5.7.3.1.及び5.7.3.2.までの基準に準じたものであること。

5.8.~5.20.3.2.2. (略)

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

1. ~2.7.1.1.2. (略)
- 2.7.1.1.3. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わな
い限り光源固定装置から取り外すことができず、他のいかなる交換式
光源とも物理的な互換性を有しない装置固有の光学部品をいう。
- 2.7.1.1.4. ~ 2.16.2. (略)
- 2.17. 同一の方向に向けて取り付けられている2個の「灯火等の距離」とは、2個の
灯火等の照明部の間の最短距離をいう。灯火等の距離が、明らかに本指定基準の要件
を満たしているように取り付けられている場合には、基準軸方向における見か
けの表面の最外縁に係る正確な測定は行わないものとする。
- 2.18~3.7.2. (略)
- 3.8. 灯火等の地上からの最大の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明
部の上縁の高さにより、灯火等の地上からの最小の高さに係る基準への適合性につい
ては、灯火等の照明部の下縁の高さにより判定するものとする。
すれ違い用前照灯の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、すれ
違い用前照灯の有効反射面の開口部（プロジェクタ型前照灯にあっては、プロジェク
タ・レンズの開口部）のレンズ上の横断面への正射影の下縁により判定するものとす
る。
灯火等の地上からの高さに係る基準への適合性については、基準に適合していること
が外観上容易に判断できる場合にあっては、照明部の下縁及び上縁についての厳密な
測定は行わなくてもよい。
灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性は、灯火等の
幅に係る基準への適合性については灯火等の照明部の最外縁により、灯火等の間の距
離に係る基準への適合性については、照明部の間の距離が最小となる部分により判定
するものとする。
灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性については、基
準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、照明部の端部についての
厳密な測定は不要とする。
- 3.9. ~3.10.1. (略)
- 3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mの位置
にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その
灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること
(別紙2参照)。ただし、自動車の側面に備える再帰反射材にあっては、この限りで
ない。
- 3.10.3. ~4.2.3. (略)
- 4.2.4. 幾何学的視認性
すれ違い用前照灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定
義される範囲内において、すれ違い用前照灯の見かけの表面が見通すことができるよ
うに取り付けられなければならない。

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

1. ~2.7.1.1.2. (略)
- 2.7.1.1.3. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わな
い限り光源固定装置から取り外すことができず、他のいかなる装置固有の光学部品をいう。
- 2.7.1.1.4. ~ 2.16.2. (略)
- 2.17. 同一の方向に向けて取り付けられている2個の「灯火等の距離」とは、2個の
灯火等の照明部の間の最短距離をいう。灯火等の距離が、明らかに本指定基準の要件
を満たしているように取り付けられている場合には、見かけの表面の最外縁に
係る正確な測定は行わないものとする。
- 2.18~3.7.2. (略)
- 3.8. 灯火等の地上からの最大の高さに係る基準への適合性については、灯火等の照明
部の上縁の高さにより、灯火等の地上からの最小の高さに係る基準への適合性につい
ては、灯火等の照明部の下縁の高さにより判定するものとする。
すれ違い用前照灯の地上からの最小の高さに係る基準への適合性については、すれ
違い用前照灯の有効反射面の開口部（プロジェクタ型前照灯にあっては、プロジェク
タ・レンズの開口部）のレンズ上の横断面への正射影の下縁により判定するものとす
る。
灯火等の地上からの高さに係る基準への適合性については、基準に適合していること
が外観上容易に判断できる場合にあっては、見かけの表面の下縁及び上縁についての
厳密な測定は行わなくてもよい。
灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性は、灯火等の
幅に係る基準への適合性については灯火等の照明部の最外縁により、灯火等の間の距
離に係る基準への適合性については、照明部の間の距離が最小となる部分により判定
するものとする。
灯火等の水平方向（横断面方向）の取付位置等に係る基準への適合性については、基
準に適合していることが外観上容易に判断できる場合には、照明部の端部についての
厳密な測定は不要とする。
- 3.9. ~3.10.1. (略)
- 3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mの位置
にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その
灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること
(別紙2参照)。
- 3.10.3. ~4.2.3. (略)
- 4.2.4. 幾何学的視認性
すれ違い用前照灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定
義される範囲内において、すれ違い用前照灯の照明部が見通すことのできるよ
うに取り付けられなければならない。

(以下略)

4.2.5.~4.3.3. (略)

4.3.4. 幾何学的視認性

前部霧灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、前部霧灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.3.5.~4.4.3.2. (略)

4.4.4. 幾何学的視認性

後退灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、後退灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。ただし、4.4.3.2.のただし書の規定により自動車側の側面に備える後退灯にあっては、この限りでない。

α = 上方 15° 及び下方 5°

β = 後退灯を1個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 45° 、後退灯を2個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 30° 。

4.4.5. 方向

後退灯は、自動車の後面及び側面に後方に向けて取り付けられなければならない。ただし、4.4.3.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、基準軸は自動車の中央縦断面に対して 15° 以内の傾斜で側方に水平に向け取り付けなければならない。

4.4.6. 電気結線

後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合のみ点灯するように取り付けられなければならない。

また、4.4.2.1.に掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。

ただし、4.4.3.2.のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

4.4.7.~4.5.5. (略)

4.5.5.1. 方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.2.5.~4.3.3. (略)

4.3.4. 幾何学的視認性

前部霧灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、前部霧灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.3.5.~4.4.3.2. (略)

4.4.4. 幾何学的視認性

後退灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、後退灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

α = 上方 15° 及び下方 5°

β = 後退灯を1個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 45° 、後退灯を2個備える場合にあつては外側 45° 及び内側 30° 。

自動車の側面に取り付けられる場合にあつては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して $10\pm 5^\circ$ の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

4.4.5. 方向

後退灯は、自動車の後面及び側面に後方に向けて取り付けられなければならない。

後退灯は、げん惑を生じる等により他の交通の妨げとなるおそれのないように取り付けられなければならない。

4.4.6. 電気結線

後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合のみ点灯するように取り付けられなければならない。

また、4.4.2.1.に掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。

4.4.7.~4.5.5. (略)

4.5.5.1. 方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

(以下略)

4.5.5.2. 4.5.5.1.の規定にかかわらず、方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の見かけの表面が見通すことができるように取り付けることができる。

(以下略)

4.5.6.～4.14.1. (略)

4.14.2. 数

自動車に備える後部反射器の個数は、2個とする。

後部反射器は、協定規則第3号の等級 I A又は等級 I Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、当該後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.14.3.～4.15.1. (略)

4.15.2. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならぬ。

前部反射器は、協定規則第3号の等級 I A又は I Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、当該前部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.15.3.～4.16.1. (略)

4.16.2. 数

自動車に備える側方反射器の個数は、水平方向の取付位置に係る基準に適合するために必要な数とする。

側方反射器は、協定規則第3号の等級 I A又は I Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、当該側方反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.16.3.～4.16.3.2. (略)

4.16.3.2.1. 長さが6mを超える自動車にあっては、その反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車長さの3分の1以上、その反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方反射器を取り付けられなければならない。

4.16.3.2.2. 長さが6mを超える自動車に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、最後に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の後端までの距離が1m以内となるように取り付けられなければならない。

4.16.3.2.3. 長さが6m以下の自動車に備える側方反射器は、前部に備える

(以下略)

4.5.5.2. 4.5.5.1.の規定にかかわらず、方向指示器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により方向指示器の種別ごとに定義される範囲内において、当該方向指示器の照明部が見通すことができるように取り付けることができる。

(以下略)

4.5.6.～4.14.1. (略)

4.14.2. 数

自動車に備える後部反射器の個数は、2個とする。

後部反射器は、協定規則第3号の等級 I A又は等級 I Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.14.3.～4.15.1. (略)

4.15.2. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならぬ。

前部反射器は、協定規則第3号の等級 I A又は I Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、前部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.15.3.～4.16.1. (略)

4.16.2. 数

自動車に備える側方反射器の個数は、水平方向の取付位置に係る基準に適合するために必要な数とする。

側方反射器は、協定規則第3号の等級 I A又は I Bの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、側方反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.16.3.～4.16.3.2. (略)

4.16.3.2.1. 長さが6mを超える自動車にあっては、その反射部の最前縁の自動車の前端からの距離が自動車長さの3分の1以上、その反射部の最後縁の自動車の後端からの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方反射器を取り付けられなければならない。

4.16.3.2.2. 長さが6mを超える自動車に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器がその反射部の最前縁の自動車の前端からの距離が3m以内となるように、かつ、最後に備える側方反射器がその反射部の最前縁の自動車の後端からの距離が1m以内となるように取り付けられなければならない。

4.16.3.2.3. 長さが6m以下の自動車に備える側方反射器は、その反射部の後端の自動

場合にあってはその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように、また、後部に備える場合はその反射部の最前縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部又は後部に取り付けられなければならない。

- 4.16.4.~4.17.3.2.
 4.17.3.2.1. 長さが6mを超える自動車にあっては、その照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以上、その照明部の最前縁と自動車の後端までの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方灯を取り付けられなければならない。
 4.17.3.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、最後部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の後端までの距離が1m以内となるように取り付けられなければならない。
 4.17.3.2.3. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、それぞれの側方灯の間隔が3m以内（自動車の構造上その間隔が3m以内となるように取り付けられることとができない自動車にあっては、4m以内）となるように取り付けられなければならない。
 4.17.3.2.4. 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように、また、後部に備える場合はその照明部の最前縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部又は後部に取り付けられなければならない。

4.17.4.~4.20.3.2. (略)

別紙1~別紙7 (略)

別添57 前部霧灯の技術基準

別紙4

白	青色方向の限界	: $x \geq 0.310$
	黄色方向の限界	: $x \geq 0.500$
	緑色方向の限界	: $y \leq 0.150 + 0.640x$
	緑色方向の限界	: $y \leq 0.440$
	紫色方向の限界	: $y \geq 0.050 + 0.750x$
	赤色方向の限界	: $y \geq 0.382$
	赤色方向の限界	: $y \geq 0.138 + 0.580x$
淡黄色	緑色方向の限界	: $y \leq 1.290x - 0.100$
	白色方向の限界	: $y \geq -x + 0.940$ 及び $y \geq 0.440$

車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以内となる位置に、又は、その反射部の前端の自動車の後端からの距離が3分の1以内となる位置に、1個の側方反射器を取り付けられよう。

- 4.16.4.~4.17.3.2.
 4.17.3.2.1. 長さが6mを超える自動車にあっては、その照明部の最前縁の自動車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以上、その照明部の最前縁の自動車の後端からの距離が3分の1以上となる位置に、少なくとも1個の側方灯を取り付けられなければならない。
 4.17.3.2.2. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯がその照明部の最前縁の自動車の前端からの距離が3m以内となるように、かつ、最後部に備える側方灯がその照明部の最前縁の自動車の後端からの距離が1m以内となるように取り付けられなければならない。
 4.17.3.2.3. 長さが6mを超える自動車の両側面に備える側方灯は、それぞれの側方灯の間隔が3m以内（自動車の構造上その間隔が3m以内となるように取り付けられることとができない自動車にあっては、4m以内）となるように取り付けられなければならない。
 4.17.3.2.4. 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、その照明部の後端の自動車の前端からの距離が自動車の長さの3分の1以内となる位置に、又は、その照明部の前端の自動車の後端からの距離が3分の1以内となる位置に、1個の側方灯を取り付けられよう。

4.17.4.~4.20.3.2. (略)

別紙1~別紙7 (略)

別添57 前部霧灯の技術基準

別紙4

白	青色方向の限界	: $x \geq 0.310$
	黄色方向の限界	: $x \geq 0.500$
	緑色方向の限界	: $y \leq 0.150 + 0.640x$
	緑色方向の限界	: $y \leq 0.440$
	紫色方向の限界	: $y \geq 0.050 + 0.750x$
	赤色方向の限界	: $y \geq 0.382$
	赤色方向の限界	: $y \geq 0.138 + 0.580x$
淡黄色	緑色方向の限界	: $y \leq 1.290x - 0.100$
	白色方向の限界	: $y \geq -x + 0.940$
	特別直方向の限界	: $y \leq -x + 0.992$
	赤色方向の限界	: $y \geq 0.440$

別添106 ワンマンバスの構造要件 (別添)

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）

改 正	現 行
<p>(尾灯) 第三十七条 (略) 255 (略)</p> <p>6 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二・四・一・二・三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第百八十一号）による改正前の細目告示別添五十二・四・一・二・三の規定に適合するものであればよい。</p> <p>(制動灯) 第四十二条 (略) 256 (略)</p> <p>7 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二・四・九・三・一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第百八十一号）による改正前の細目告示別添五十二・四・九・三・一の規定に適合するものであればよい。</p> <p>(方向指示器) 第四十五条 (略) 259 (略)</p> <p>10 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二・四・六・四・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第百八十一号）による改正前の細目告示別添五十二・四・六・四・二の規定に適合するものであればよい。</p>	<p>(尾灯) 第三十七条 (略) 255 (略)</p> <p>(制動灯) 第四十二条 (略) 256 (略)</p> <p>(方向指示器) 第四十五条 (略) 259 (略)</p>

○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示
 (昭和十五年国土交通省告示第千三百二十号)

改正	現行
<p>第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 路線を定めて定期に運行する細目告示第七十七条第三項、第百五十五条第三項又は第二百三十三条第三項の自動車であつて起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ないため保安上支障がないものにあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、細目告示第七十七条第三項、第百五十五条第三項及び第二百三十三条第三項の規定</p> <p>四 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 路線を定めて定期に運行する細目告示第七十七条第三項、第百五十五条第三項又は第二百三十三条第三項の自動車であつて起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ないため保安上支障がないものにあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、細目告示第七十七条第三項第二号から第四号まで及び第七号、第百五十五条第三項第二号から第四号まで及び第七号並びに第二百三十三条第三項第二号から第四号まで及び第七号の規定</p> <p>四 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>